

年金、来年度は0・1%減…3年ぶり減額

読売新聞 2017年01月15日

2017年度の公的年金の支給額が、16年度から0・1%引き下げられる見通しとなった。

国民年金（基礎年金）は満額で月額6万4941円（16年度比67円減）、厚生年金は会社員だった夫と専業主婦のモデル世帯で月22万1279円（同225円減）となる。16年の物価下落が影響した。17年4月分（受け取りは6月）から引き下げられる。

年金額は賃金や物価の変動率に応じて毎年度改定され、引き下げとなれば14年度以来、3年ぶりとなる。厚生労働省は今月下旬に17年度の年金支給額を確定する。賃金や物価が上昇した場合に年金の支給額を抑制する「マクロ経済スライド」は、17年度は発動されないことになった。

先の臨時国会で成立した年金改革関連法に基づく新たな改定ルールは、21年度に導入されるため、今回の引き下げには影響しない。

介護保険3割負担、対象は12万人 厚労省が改正法案

朝日新聞 2017年1月13日

厚生労働省は通常国会に提出する介護保険法などの改正案をまとめ、制度の詳細を固めた。2018年8月から介護保険サービスの自己負担割合が現行の2割から3割に上がる対象は、単身で年金収入のみの場合なら年344万円以上の収入がある人とする。利用者の3%にあたる約12万人が対象となる見込みだ。

介護とわたしたち

自己負担割合が上がる「現役並みの所得」について、厚労省は当初、医療保険と同様に世帯単位で判断し、単身で年金収入のみなら年収383万円以上と説明していたが、ほかの介護保険の基準と合わせることにした。年金収入のみの場合、夫婦なら463万円以上となる。

また、高齢者らが長期入院する「療養病床」を17年度末に廃止した後につくられる施設は「介護医療院（仮称）」とする方針だ。元の名前を使い続けることも一部で認め、廃止には6年の経過措置を設ける。

配偶者控除拡大 妻が「〇万円の壁」超えて働く利点は

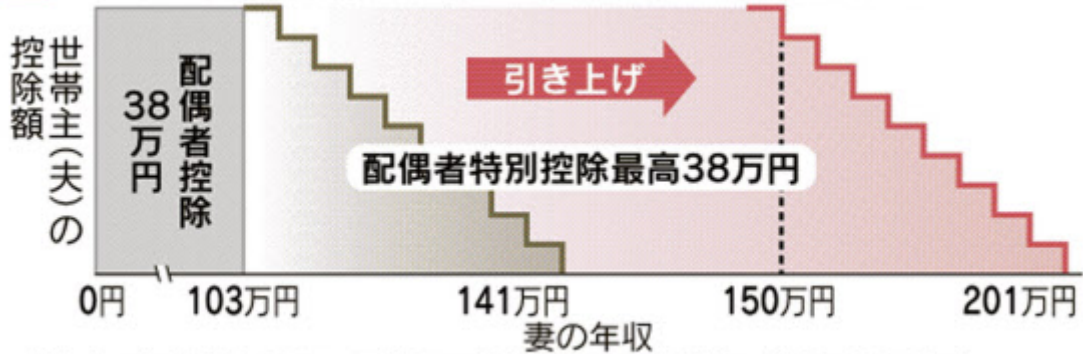
日本経済新聞朝刊 2017年1月11日

2018年から配偶者控除などを満額受けられる年収の上限が事実上、現在の103万円から150万円に上がる。しかし106万円や130万円では社会保険料の発生で手取りが大きく減る「壁」が残る。多くのパートは壁を超えないよう仕事を調整し続けるとの見方は少なくないが、壁を超えて働くメリットに注目してみよう。

現在はパート主婦の年収が103万円までなら、夫は38万円の配偶者控除を受けられる。

これを超えたときの激変緩和の仕組みである配偶者特別控除が来年から拡大し、原則 150 万円まで 38 万円が控除される (図A)。これが世帯の手取りにどんな変化を与えるか。ファイナンシャルプランナー (FP) の深田晶恵氏の試算 (夫が会社員で年収 700 万円の場合) で見てみよう (グラフB)。

A 18年に配偶者特別控除の年収制限を引き上げる



(注) 夫の年収が1120万円以下の場合。1120万円超で控除の適用縮小。1220万円超で完全に適用外

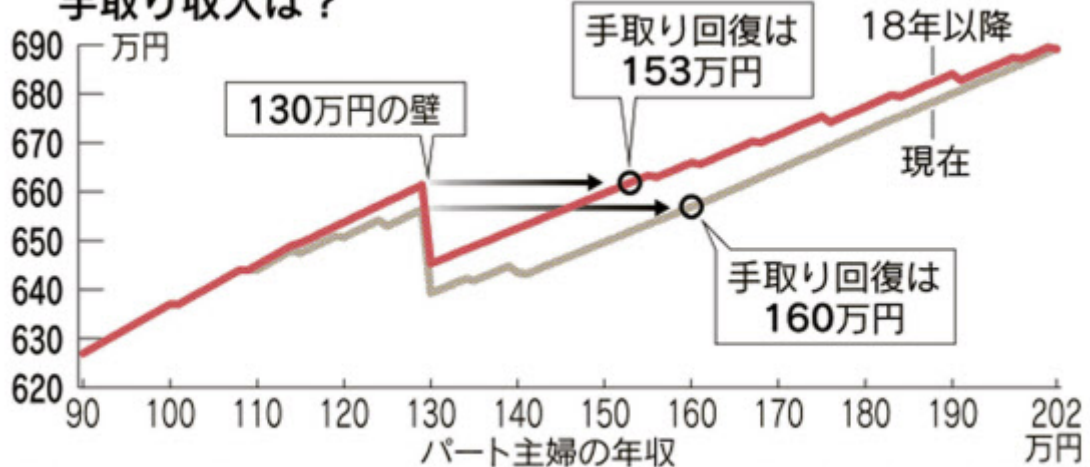
現在は妻の年収が 103 万円を超えて配偶者控除が打ち切られた後、配偶者特別控除も段階的に減り 141 万円でゼロになる。このため夫の税負担が少しずつ増え、世帯手取りの上昇ピッチは妻の収入増分に比べ鈍くなる。

■下がる損益分岐点

妻の年収が 130 万円以上なら社会保険上の扶養を外れる。厚生年金や健康保険に加入すると、保険料負担で世帯手取りは約 17 万円も減る。税金上の「103 万円の壁」より社会保険上の「130 万円の壁」の方が影響が大きい。

グラフBで18年以降の世帯手取りを見ると、103万円を超えても夫の控除額に変化はないので、妻の収入増がそのまま世帯手取りの増加につながる。しかし130万円を超えると世帯手取りはやはり大きく下がるため、多くのパートは引き続き130万円の基準に触れないように仕事を抑える公算が大きい。

B パート主婦が「130万円の壁」を超えた場合の世帯の手取り収入は？



(注) FP深田晶恵氏による試算、社会保険に加入した場合。夫婦ともに40歳以上、東京23区在住。夫は年収700万円の会社員、子どもは中学生以下

ただし控除見直しにはメリットがある。130万円を超えた後で、どれだけ妻が年収を増や

せば元の世帯手取りになるかという「損益分岐点」は現在約 160 万円。「それが夫の税負担減で、約 153 万円に下がる」（深田氏）

見落としがちなのは壁を超えて働くことによる将来の厚生年金受給の恩恵。目先の手取り減と比べた損得を試算してみた。例えば来年以降に年収 140 万円で 10 年間働くと 129 万円の時に比べた世帯の手取り減は年約 8 万 9000 円なので 10 年で約 89 万円だ（表 C）。一方で 65 歳以降にもらう厚生年金は年約 7 万 8000 円になる。当面の手取り減を将来の年金増で取り戻せる年齢を計算すると 76 歳。年収 150 万円なら 67 歳だ。

C 年収130万円以上で10年間働くとは？ (単位 万円)

年収	130万円	140万円	150万円	160万円	200万円
①年収129万円と比べた世帯の手取り増減額(10年間の合計)	-161	-89	-17	45	272
②将来受け取る厚生年金額(1年あたり)	7.2	7.8	8.3	8.8	11.2
厚生年金の合計額が手取り減を上回る年齢	87歳	76歳	67歳	/	
65歳から93歳(※)まで厚生年金を受け取る場合の損得(①+②×29年)	48	137	224	300	597

(注) ※93歳は2050年時点で女性の約半分が生きている年齢(国立社会保障・人口問題研究所推計)。①はFP深田氏、その他は日本経済新聞社による試算でいずれも概算

■長寿化を念頭に

壁を超えて働くなら、年収が高いほど有利になりやすい。年収 160 万円では 129 万円に比べ手取り自体が年 4.5 万円多い。10 年で 45 万円だ。加えて 65 歳以降、厚生年金が年 8.8 万円増える。

国立社会保障・人口問題研究所によると、2050 年に女性の約半分は 93 歳まで生きる。来年以降、年収 150 万円と年収 200 万円でそれぞれ 10 年働き、仮に 93 歳まで生きると、手取りの差と厚生年金を合わせた差し引きの増加額はそれぞれ 224 万円と 597 万円にもなる。

教育費などで目先の手取りを維持せざるを得ない場合は別だが「長寿化のなか、壁を超えて働くことで終身でもらえる厚生年金を確保する利点の方を重視すべきだ」（社会保険労務士の小野猛氏）との指摘は増えつつある。

昨年 10 月から、501 人以上が働く企業では週 20 時間以上の勤務など一定条件を満たすと、年収約 106 万円以上で厚生年金など社会保険に加入することになった。「106 万円の壁」だ。

壁を超えると世帯手取りが約 15 万円減る。しかし来年以降に 10 年間働く場合、105 万円で働くのに比べ 110 万円なら 84 歳、120 万円なら 69 歳で厚生年金額の合計が 10 年間の手取り減を上回る。130 万円の壁と同様に、106 万円の壁も超えて働く方が長期では利点大きい。

厚生年金額は収入と働いた期間に応じて増える。いずれ壁超えを目指すなら、早めに厚生年金に加入した方が将来の年金額は増やしやすいく。

社会保険の対象年収は今後さらに下がる可能性がある。深田氏は「自分が対象になってから壁超えを考えると話す人は多いが、それでは遅い」と話す。全員が継続雇用されるとは限らないからだ。「今から就業時間を調整せずに働いて信頼を得ておくと、優先して雇用されやすい」と助言する。

注意点は厚生年金への加入条件。130万円の壁では社会保険上の扶養を外れても、勤務時間が一般社員の4分の3未満などの場合は厚生年金に入れないこともあり、国民年金になる。目先の負担増の一方、将来の厚生年金はない。(編集委員 田村正之)

■健康保険加入、メリット多く

厚生年金加入のメリットは老後の年金だけではない。夫に扶養されている場合、病気やケガをして障害を負ったときにももらえるのは障害基礎年金だけ。しかし厚生年金加入なら、収入に応じた額の障害厚生年金が上積みでもらえる。障害の対象も障害基礎年金は症状が重い「1級・2級」だけだが、障害厚生年金はより症状が軽微な「3級」でも適用になる。

厚生年金とセットである健康保険では、病気やケガなどで仕事を休めば、給与の3分の2程度の金額の傷病手当金が最長1年半支払われる。出産のために会社を休んで給与をもらえなかった場合には、出産手当金が支給される。

900議会が議員の年金要望 「なり手不足訴え」意見書

宮崎日日新聞 2017年01月15日

11年に廃止された地方議員年金制度に代わる措置として、地方議会の半数以上に当たる少なくとも900議会が、議員の厚生年金加入を可能にする法整備を国に求める意見書を可決したことが15日、分かった。引退後の生活不安による「なり手不足」を訴えているが、政務活動費を巡る不正が相次ぐ中、実現には年に約200億円の公費負担が新たに必要で議論を呼びそうだ。

意見書を可決したのは29道県議会と、8政令市を含む871市区町村議会。提出を受けた参院事務局や、各議長会が把握する議会数を共同通信が集計した。意見書は首相や衆参両院議長などに届けられるが、法的拘束力や回答義務はない。